

ID: 1641

担当部署: まちづくり部建築指導課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第13条		
法令番号	平成24年法律第84号		
【基準】 法第13条の規定による。 (地位の承継) 第13条 認定集約都市開発事業者の一般承継人又は認定集約都市開発事業者から認定集約都市開発事業計画に係る第9条第2項第1号の区域内の土地の所有権その他当該認定集約都市開発事業の施行に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定集約都市開発事業者が有していた第10条第1項の認定に基づく地位を承継することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日